

くらしのかわら版

第26号

2023.2

編集/発行

市消費生活啓発推進員

市消費生活センター

ひたちなか市消費生活啓発推進員だより

1面:消費生活展 2面・3面:18歳から成人です!クレジットカードに注意 4面:くらしの講座

消費生活+ハーモニー展を開催しました



消費生活センター
オリジナルキャラクター



ちゃあくんも会場に遊びに行ったよ!お友達みんな、遊んでくれてありがとう♪

令和4年11月5日(土)・6日(日)の2日間、市総合体育館で3年ぶりに消費生活+ハーモニー展が開催されました。消費生活啓発推進員は新型コロナ対策として、受付での検温、消毒の案内や体育館内への入場者を案内しました。またスタンプラリーへの参加を呼びかけ、スタンプが全部埋められた方には啓発資料と景品をお渡ししました。来場された方は、3年前と同様な賑わいに、久しぶりの大きなイベントを楽しんでいました。

★ 推進員の感想 ★

- ・ブースを広く使い、広々としたスペースの中でコロナ対策を講じた消費生活展になったと思います。
- ・たくさんの方がチラシを受け取っていただけて、スタンプラリーも盛況で良かったです。
- ・受付で来場者と話すことにより交流の機会があり、場所を訪ねられたら会場案内図で説明してペーパーレスになってよかった。
- ・今後は啓発内容にもっと興味をもってもらえるような工夫が必要。
- ・小さい子供でも、手を動かして楽しめるブースが沢山あり多くの家族連れでにぎわっていました。



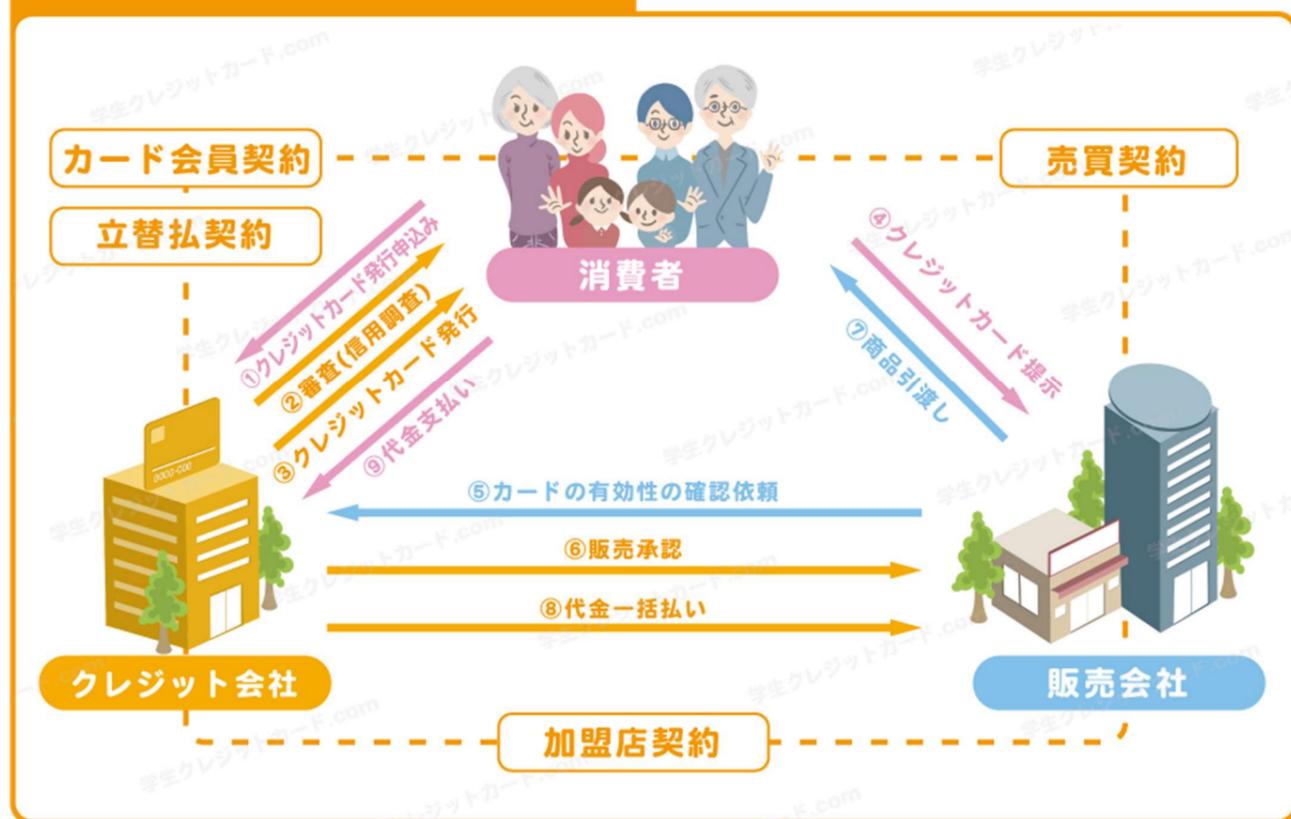
18歳から成人です！ クレジットカードに注意



2022年4月より成年年齢が引き下げられました。成人になると、親の同意がなくても、自分の意志だけで契約ができるようになります。クレジットカードを作ることができます。とても便利でキャッシュレス時代に欠かせませんが、手元や口座にお金がなくても買い物ができるということは借金をしていることと同じです。仕組みをきちんと理解し、適切な管理の下で利用しましょう。

クレジット契約は、後で支払いができるという消費者の「信用」に基づいた契約で、消費者・クレジット会社・販売会社の3者間で結ばれます。消費者が買い物で使ったカード代金を、クレジット会社は販売会社に立て替えて支払い、後で消費者から代金を回収するという仕組みです。【下図参照】

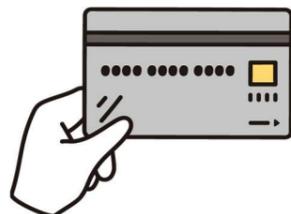
クレジットカードのしくみ



【利用の注意点】

☆使いすぎに注意し「延滞」をしない

☆利用明細を必ず確認 ☆カードの裏面には必ず署名しておく



～リボルビング払いとは～



利用金額や利用件数にかかわらず、あらかじめ設定した一定の金額を支払う方式です。

翌月一括払いやボーナス一括払い、2回までの分割払いでは一般的に手数料はかかりませんが、3回以上の分割払いやリボ払いでは所定の手数料がかかります。特にリボ払いは支払い残高に対して手数料が発生し、手数料率が高い傾向にあるため、手数料負担が大きくなりやすい点に注意です。例えば10万円の買い物をする場合、3回の分割払いの手数料は約2500円ですが、リボ払い（元金定額で毎月1万円返す場合）の手数料は5600円ほどかかります（下表）

	月々の支払金額					支払総額 手数料の総額
	1回目	2回目	3回目	4回目	10回目	
一括払い	10万円	—	—	—	—	10万円
分割払い (3回払いの場合)	34,300円	34,100円	34,100円	—	—	102,500円 (2,500円)
リボ払い (元金定額で毎月1万円返す場合)	1万円 + 手数料	1万円 + 手数料	1万円 + 手数料	1万円 + 手数料	1万円 + 手数料	105,600円 (5,600円)

※分割払いについては（一社）日本クレジット協会、リボルビング払いについては日本クレジットカード協会の各ウェブサイトより試算した数値を使用。実質年率15%。100円未満四捨五入。算出方法等の違いなどにより、実際の金額とは異なる場合があります

リボ払いを常に利用していると、支払いの終了時期が分かりにくく、支払額を低めに設定している場合には支払期間が長期化します。長期になるほど手数料負担も大きくなるため、支払い残高を常に把握しておくことが大切です。

まとまったお金があれば一部または全額を繰り上げて支払うこともできるので、早めの返済も検討しましょう。また、利用明細を定期的を確認し、心当たりのない手数料等が計上されているなど、不明な点があればクレジット会社に問い合わせましょう。

市民向け講座「くらしの講座」を開催しています

消費生活センターでは、年に6回、消費生活に関する知識の提供のため、市民向け講座「くらしの講座」を開催しています。今年度は令和5年1月時点で5回の講座を開催し、延べ82名の方に参加していただきました。今年度開催した講座情報や感想を一部抜粋して紹介します。

第5回 他人事じゃない！消費者トラブル

消費生活相談員が、今はやりの相談事例や悪質商法の対策を伝えました。



- ・実例を聞いてイメージがわきました。(50代)
- ・トラブルの予防と解決のチェックリストで気を付けたいと思います。(70代以上)

第2回 夏休み親子クッキング

炊き上げたピラフを半分にしたピーマンの中に詰め、チーズをのせて焼くスタッフドピーマンと変わりギョーザ、杏仁豆腐風牛乳寒天を作りました。

- ・これからはお母さんの手伝いを少しずつしようと思った。(子ども)
- ・子どもができる内容が多いことに驚いた。(大人)



第4回 茨城産を活用した給食と食品ロス

全国学校給食甲子園で優勝した栄養教諭から食材を無駄にしない方法や地産地消の工夫を学び、自分で給食の献立作りを体験しました。

- ・茨城の魅力を知るきっかけとなり、家族の笑顔あふれる食卓づくりに役立てたいです。(30代)



第1回 人生100年 年金・相続・終活

年金や相続の制度を理解したうえで、残された人が困らないためにエンディングノートに書くべきことを学びました。

- ・社会の仕組みがよく分かり、自分が今やるべきことを確認できた。(60代)
- ・老後の資産管理についてきちんと考えていきたいと覚悟ができました。(60代)
- ・人間として大切なテーマであると認識しておりました。(70代以上)

「くらしの講座」は来年度も開催する予定です。講座の内容や申込みについては講座開催1ヶ月前から市報、ホームページ、各公共施設に設置するチラシでお知らせします。開催予定の講座についての問い合わせや、要望等がありましたら、お気軽に消費生活センターまでお電話ください。(開催できる講座は消費生活に関する内容に限ります。)



ひたちなか市消費生活センター

電話：029-273-0111 (内線 3233)

FAX：029-271-0851

ひたちなか市東石川2-10-1 ひたちなか市役所第2分庁舎2階
相談時間 午前9:30~12:00 午後1:00~4:30
※土日、祝日、年末年始はお休みです。

